

第 6 7 回 税 理 士 試 験 所 得 税 法

●はじめに

〔第一問〕の理論については、想定していた論点での出題ではあったが、ボリュームが非常に多く、時間内にまとめあげるのは難しかったと思われる。

〔第二問〕の計算については、総合計算問題が2題出題され、問題のボリュームが若干少ない問題であったが、出題論点としては2題とも昨年と比べて難易度が高かったため、基本論点をケアレスミスせず、どれだけ得点を積み上げられたかがポイントとなるであろう。

Z-67-C〔第一問〕解 答

問 税理士であるあなたは、平成29年2月某日、居住者甲から以下の税務相談を受けた。

(甲の相談内容)

- ・ 甲は、妻である乙とともに、甲を事業主とする物品販売業を平成29年4月に開業する予定である。
- ・ 自宅及び店舗予定地の所在地を所轄する税務署が異なっており、店舗所在地を納税地としたい。
- ・ 乙は、経理に関する一般的な知識を有しており、甲は、その知識を活用して、できるだけ税の軽減を図られるようにしたいと考えている。また、甲は乙に対して相応の給料を支払うこととしている。
- ・ 甲は、前年の所得税額等によっては、税金を前もって納付する制度があると聞いたことがあるとのことであり、どういう制度か知りたいと言っている。

以下の各問につき、所得税法上の取扱いについて、甲の相談内容を踏まえ解答しなさい。ただし、各問につき、特段の指示がある場合は、これに従い解答すること。

- ① 納税地について
- ② 事業主が生計を一にする親族に対して支払う給料について

解答に当たっては、当該給料の原則的な取扱いを記載した上で、確定申告書には必要事項が記載されることを前提に、事業主が青色申告書を提出する場合とそれ以外の場合に分けて記載すること。

なお、届出等の提出に関する事項については、解答を要しない。

- ③ 開業時に行うべき届出等について

解答に当たっては、開業時に提出しなければならないもの及び提出できるものに分け、それぞれについて、提出期限、提出先、提出が省略できる場合及び提出できるものにつき提出しなかった場合の取扱いを簡潔に記載すること。

- ④ 予定納税制度について

特別農業所得者の特例及び災害減免法に基づく減額承認申請については、解答を要しない

I 納税地について

1 原則的納税地 4

- (1) 国内に住所を有する場合には、その住所地とする。
- (2) 源泉徴収に係る納税地は、その支払をする者の支払事務を取扱う事務所等のその支払の日における所在地（支払日以後に、国内において事務所等を移転した場合には、移転後の所在地等）とする。

2 選択的納税地 4

国内に住所を有し、かつ、それ以外の場所に事業場等を有する者は、住所地に代え、事業場等の所在地を納税地とすることができる。

この場合には、変更前の納税地の所轄税務署長に、その旨の届出書を提出しなければならない。

なお、その提出後の納税地は、その変更後の納税地とする。

II 同一生計親族に対して支払う給料について

1 原則的取扱い 5

(1) 事業主の取扱い

居住者と生計を一にする親族がその居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に従事したことによりその事業から対価の支払を受ける場合には、その対価に相当する金額は、その居住者のその事業に係る所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。

(2) 親族の取扱い

上記(1)の場合において、その親族が支払を受けた対価の額は、その各種所得の金額の計算上ないものとみなす。

2 青色事業専従者給与 5

青色申告者と生計を一にする親族で専らその居住者の営む上記1に規定する事業に従事するもの（以下「青色事業専従者」という。）が、その事業から「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載されている金額の範囲内において給与の支払を受けた場合には、上記1にかかわらず、その給与の金額でその労務に従事した期間その他の状況に照らしその労務の対価として相当であると認められるものは、その居住者のその給与の支給に係る年分のその事業に係る所得の金額の計算上必要経費に算入し、かつ、その青色事業専従者のその年分の給与所得に係る収入金額とする。

3 事業専従者控除 5

居住者（青色申告者を除く。）と生計を一にする親族で専らその居住者の営む上記1に規定する事業に従事するもの（以下「事業専従者」という。）がある場合には、その居住者のその年分のその事業に係る所得の金額の計算上、各事業専従者につき、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を必要経費とみなし、かつ、その各事業専従者のその年分の給与所得に係る収入金額とみなす。

- (1) その居住者の配偶者の場合86万円

- (2)
$$\frac{\text{その事業に係る所得の金額（この規定適用前、かつ、特別控除前の金額）}}{\text{事業専従者の数} + 1}$$

4 青色事業専従者等の判定 2

親族が事業に専ら従事するかどうかの判定は、従事期間が6月を超えるかどうかによる。

但し、青色事業専従者については、年の中途の開業等の場合には、従事可能期間の2分の1超従事すれば足りるものとする。

Ⅲ 開業時に行うべき届出等について

1 提出しなければならないもの 5

(1) 個人事業の開業届出書

開業した日から1か月以内に税務署長に提出しなければならない。

(2) 給与支払事務所の開設届出書

給与等の支払事務を取り扱う事務所等を開設した日から1か月以内に税務署長に提出しなければならない。

なお、上記(1)の書類に記載している場合には、その提出が省略できる。

(3) 棚卸資産の評価方法の届出書

開業した年の翌年3月15日までに、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

なお、最終仕入原価法を選定する場合には、その提出が省略できる。

(4) 減価償却資産の償却方法の届出書

開業した年の翌年3月15日までに、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

なお、定額法を選定する場合には、その提出が省略できる。

2 提出できるもの 5

(1) 青色申告承認申請書

開業した日から2か月以内に納税地の所轄税務署長に提出できる。

なお、提出しなかった場合には、青色申告の承認を受けることはできない。

(2) 青色事業専従者給与に関する届出書

開業した日から2か月以内に納税地の所轄税務署長に提出できる。

なお、提出しなかった場合には、支払った給与は必要経費に算入できない。

(3) 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

事務所等の所在地の所轄税務署長に提出できる。

なお、提出しなかった場合には、翌月10日までに源泉徴収税額を納付しなければならない。

(4) 納税地の変更に関する届出書

住所地の所轄税務署長に提出できる。

なお、提出しなかった場合には、住所地が納税地とされる。

(5) 現金基準による旨の届出書

開業した日から2か月以内に納税地の所轄税務署長に提出できる。

なお、提出しなかった場合には、特例を適用することができず、権利確定主義、債務確定主義により、収入・費用の認識をする。

Ⅳ 予定納税制度について

1 予定納税額の納付 2

居住者は、予定納税基準額が15万円以上である場合には、第1期（その年7月1日から7月31日までの期間をいう。）及び第2期（その年11月1日から11月30日までの期間をいう。）において、それぞれその予定納税基準額の3分の1相当額（百円未満切捨）の所得税を国に納付しなければならない。

2 基準日等 2

- (1) 予定納税基準額の計算については、その年5月15日において確定しているところによる。
- (2) 税務署長は、その年6月15日までに、予定納税基準額並びに第1期及び第2期において納付すべき予定納税額を書面により通知する。
- (3) 予定納税義務があるかどうかの判定は、その年6月30日の現況による。

3 減額承認申請 5

(1) 7月減額承認申請

予定納税額を納付すべき者は、その年6月30日の現況による申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、その年7月15日までに、納税地の所轄税務署長に対し、第1期及び第2期において納付すべき予定納税額の減額承認申請をすることができる。

(2) 11月減額承認申請

予定納税額を納付すべき者は、その年10月31日の現況による申告納税見積額が予定納税基準額（上記(1)の承認を受けた居住者はその承認に係る申告納税見積額）に満たないと見込まれる場合には、その年11月15日までに、納税地の所轄税務署長に対し、第2期において納付すべき予定納税額の減額承認申請をすることができる。

4 用語の意義 2

- (1) 予定納税基準額とは、前年分の課税総所得金額（譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額、臨時所得の金額を除いて計算した金額）のみで計算した申告納税額相当額をいう。
- (2) 申告納税見積額とは、その年分の課税退職所得金額以外の課税所得金額のみで計算した申告納税額の見積額をいう。

5 申請手続き 1

上記3の申請をしようとする者は、申告納税見積額等を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

6 処 分 1

税務署長は上記5の申請書の提出があった場合には、その調査により、その申請に係る申告納税見積額を認め、若しくは申告納税見積額を定めてその申請の承認をし又はその申請を却下する。

但し、事業の廃止等により、申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと認められる場合その他一定の場合には、その申請を承認しなければならない。

7 減額承認を受けた場合の予定納税額 2

減額承認を受けた場合の予定納税額は、次のそれぞれの金額とする。

但し、その承認に係る申告納税見積額が15万円未満であるときは、その承認に係る予定納税額はないものとする。

- (1) 7月減額承認申請に係る第1期及び第2期の予定納税額
……その承認に係る申告納税見積額の3分の1相当額（百円未満切捨）
- (2) 11月減額承認申請に係る第2期予定納税額
……その承認に係る申告納税見積額から第1期に納付すべき予定納税額を控除した金額の2分の1相当額（百円未満切捨）

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶解答への道◀

納税地、同一生計親族に対して支払う対価、開業時の届出等、予定納税制度について、甲の相談内容を踏まえて解答する必要がある。

1 納税地

原則的納税地は住所地となるが、届出をすることにより店舗所在地を納税地とすることができる。

なお、乙に対して給料を支払うことにしているため、源泉徴収に係る納税地も必要となる。

2 同一生計親族に対して支払う給料

問題の指示により、原則的取扱い、甲が青色申告者の場合における青色事業専従者給与の特例、甲が青色申告者以外の場合における事業専従者控除の特例を解答する。

なお、原則的取扱いについて、甲の妻の給与所得の金額の計算上、必要経費に算入されるべき金額はないことに注意する。

3 開業の届出等

問題の指示により、開業時に提出しなければならないものと提出できるものに分けて解答する。

なお、提出しなければならないものについては、提出期限、提出先、提出が省略できる場合の取扱い、また、提出できるものについては、提出期限、提出先、提出しなかった場合の取扱いを解答する必要がある。

4 予定納税制度

問題文の指示により、特別農業所得者の特例及び災害減免法に基づく減額承認申請については解答する必要はなく、また所得税法上の取扱いとあるため、国税通則法についても解答する必要はない。

したがって、一般の場合の予定納税及び予定納税額の減額承認申請を解答する。

Z-67-C〔第二問〕解 答

問 1

区 分	金 額	計 算 過 程 ・ 留 意 点
I 各種所得の計算		
事業所得	21,350,000円 2	(1) 総収入金額 (合計 32,000,000円) ① 収入金額 31,200,000円 ② 雑収入 800,000円 (2) 必要経費 (合計 10,000,000円) ① 租税公課 926,400円 ② 地代家賃 1,779,200円 ③ 給料賃金 5,400,000円 ④ 減価償却費 253,600円 ⑤ 諸経費 1,640,800円 (3) 青色申告特別控除前の所得金額 (1) - (2) = 22,000,000円 (4) 青色申告特別控除額 22,000,000円 $\geq$ 650,000円 $\therefore$ 650,000円 (5) (3) - (4) = 21,350,000円
雑所得	0円	
II 課税標準の金額		
総所得金額	21,350,000円	

区 分	金 額	計 算 過 程 ・ 留 意 点
Ⅲ 所得控除額		
医療費控除額	93,195円	(1) 医療費控除の原則 ※ $57,000円 + 23,830円 + 12,365円 + 100,000円 - 100,000円 = 93,195円 \quad \boxed{2}$ ※ $21,350,000円 \times 5\% \geq 100,000円 \quad \therefore 100,000円$ (2) スイッチOTC医薬品の特例 $100,000円 - 12,000円 = 88,000円 \quad \boxed{2}$ (3) (1) > (2) $\therefore 93,195円$ (コメント) $\boxed{2}$ ・ 謝礼は診療又は治療の対価でないため対象外 ・ 予防接種は予防のための費用であるため対象外 ・ 歯列矯正は容貌を美化するためのものであるため対象外 ・ 漢方薬は健康増進のために購入したものであるため対象外
社会保険料控除額	1,783,590円	$197,190円 + 1,586,400円 = 1,783,590円 \quad \boxed{2}$ ・ 妻の国民年金保険料は、妻本人が支払ったものであるため対象外 ・ 妻の母の後期高齢者医療保険料は、公的年金から特別徴収されたものであるため対象外
生命保険料控除額	$\boxed{2}$ 120,000円	
地震保険料控除額	12,760円	
配偶者（特別）控除額	0円	$840,000円 - 400,000円 = 440,000円 > 380,000円$ $\therefore$ 配偶者控除適用なし 合計所得金額が10,000,000円超のため配偶者特別控除適用なし $\boxed{2}$
扶養控除額	1,590,000円	(1) 妻の母 $1,040,000円 \leq 1,200,000円 \quad \therefore 0円$ $0円 \leq 380,000円 \quad \therefore \text{該当 (580,000円)} \quad \boxed{1}$ (2) 長男 $0円 \leq 380,000円 \quad \therefore \text{該当 (630,000円)} \quad \boxed{1}$ (3) 長女 $0円 \leq 380,000円 \quad \therefore \text{該当 (380,000円)}$ (4) 次男 16歳未満 $\therefore$ 非該当 $\boxed{1}$ (5) (1) + (2) + (3) + (4) = 1,590,000円
基礎控除額	380,000円	
所得控除額合計	3,979,545円	

区 分	金 額	計 算 過 程 ・ 留 意 点
IV 課税所得金額の計算		
課税総所得金額	17,370,000円	21,350,000円－3,979,545円＝17,370,000円 (千円未満切捨)
V 納付税額の計算		
算出税額	4,196,100円	17,370,000円×33%－1,536,000円＝4,196,100円
税額控除額	288,000円	(1) 雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除額 (判定 2) ① $\frac{5,400,000円 - 5,000,000円}{5,000,000円} = 8\% \geq 3\%$ ② 5,400,000円 $\geq$ 5,160,000円 ③ 225,000円 $>$ 215,000円 $\therefore$ 適用あり イ (5,400,000円－5,000,000円) × 10% = 40,000円 ロ 4,196,100円 × 20% = 839,220円 ハ イ $<$ ロ $\therefore$ 40,000円 2 (2) 住宅借入金等特別控除額 (判定 2) 21,350,000円 $\leq$ 30,000,000円 繰上返済後の償還期間 10年以上 $\therefore$ 継続して適用できる 24,800,000円 $\leq$ 30,000,000円 (編者注：認定住宅を平成25年に居住の用に供した場合の借入金等の限度額は30,000,000円である) 24,800,000円 × 1% = 248,000円 (百円未満切捨) 2 (3) (1) + (2) = 288,000円
復興特別所得税額	82,070円	(4,196,100円－288,000円) × 2.1% = 82,070円
源泉徴収税額	2 71,470円	
所得税額及び復興特別所得税額の申告納税額	3,918,700円	(百円未満切捨)
所得税額及び復興特別所得税額の予定納税額	0円	
納付すべき税額又は還付される税額	3,918,700円	

問2

区 分	金 額	計 算 過 程 ・ 留 意 点
I 各種所得の計算		
給与所得	6,142,055円	(1) 収入金額 8,157,838円 (2) 給与所得控除額 8,157,838円×10%+1,200,000円=2,015,783円 (3) (1)－(2)=6,142,055円 2
譲渡所得 長期譲渡所得（分離）	33,505,780円	判定（適用要件等） 2 妻が引き続き居住しており、単身赴任等であっても単身赴任が解消した場合には、妻と起居すると認められるため、居住用財産に該当する。 なお、所有期間が10年以下のため、税額軽減の適用はない。 (1) 総収入金額 $74,000,000円 \times \frac{8}{10} = 59,200,000円$ (2) 必要経費 ① 取得費 イ 土地 $9,000,000円 + 1,189,572円 = 10,189,572円$ ロ 建物 消費税 借入金利子 抵当権設定 (イ) $20,000,000円 + \underbrace{1,000,000円 + 365,472円}_{\text{2}} + 208,300円$ 仲介手数料 印紙 登記費用 $+ 1,575,500円 + \underbrace{40,000円 + 158,300円}_{\text{2}} - 1,189,572円$ $= 22,158,000円$ (注1)(注2) (ロ) $22,158,000円 - 22,158,000円 \times 0.9 \times 0.015 \times 9年$ $= 19,465,803円$ (注1) $47年 \times 1.5 = 70.5 \Rightarrow 70年(1年未満切捨) \therefore 0.015$ (注2) 平成20年6月～平成29年9月 $\Rightarrow 9年(6月未満切捨)$ ハ イ+ロ=29,655,375円 ニ $ハ \times \frac{8}{10} = 23,724,300円$

区 分	金 額	計 算 過 程 ・ 留 意 点
		② 譲渡費用 $2,462,400円 \times \frac{8}{10} = 1,969,920円$ (コメント) ③ ・ 入居時から退去時までの期間の借入金利子は、取得経費及び譲渡費用に該当しないため控除できない。 ・ 定期点検費用は、譲渡費用に該当しないため控除できない。 ・ 転居費用は、譲渡費用に該当しないため控除できない。 ・ 固定資産税は、取得経費及び譲渡費用に該当しないため控除できない。 ・ 税理士報酬は、譲渡費用に該当しないため控除できない。 ③ 特別控除額 $(1) - ((2)① + (2)②) = 33,505,780円 > 30,000,000円$ $\therefore 30,000,000円$ (3) (1) - (2) = 33,505,780円 ②
区 分	金 額	計 算 過 程 ・ 留 意 点
II 課税標準の金額		
総所得金額	6,142,055円	
長期譲渡所得の金額	33,505,780円	

区 分	金 額	計 算 過 程 ・ 留 意 点
Ⅲ 所得控除額		
社会保険料控除額	1,067,645円	$483,265 + 584,380 = 1,067,645$
(小規模企業共済等掛金控除額)	2 237,600円	
生命保険料控除額	88,150円	(1) 旧一般 $120,800\text{円} > 100,000\text{円} \quad \therefore 50,000\text{円}$ (2) 新個人年金 $30,000\text{円} + (72,600\text{円} - 40,000\text{円}) \times \frac{1}{4} = 38,150\text{円}$ (3) (1) + (2) = 88,150 2
地震保険料控除額	13,600円	(1) 地震保険料 $13,600\text{円} \leq 50,000\text{円} \quad \therefore 13,600\text{円}$ (2) 旧長期損害保険料 $10,000\text{円} + (15,200\text{円} - 10,000\text{円}) \times \frac{1}{2} = 12,600\text{円}$ (3) (1) > (2) $\therefore 13,600\text{円}$ 2
配偶者(特別)控除額	0円	(1) $74,000,000\text{円} \times \frac{2}{10} = 14,800,000\text{円}$ (2) $29,655,375\text{円} \times \frac{2}{10} = 5,931,075\text{円}$ (3) $2,462,400\text{円} \times \frac{2}{10} = 492,480\text{円}$ (4) (1) - (2) - (3) = 8,376,445円 > 380,000円 $\therefore$ 配偶者控除適用なし 合計所得金額が10,000,000円超のため配偶者特別控除適用なし 2
扶養控除額	0円	
基礎控除額	380,000円	
所得控除額合計	1,786,995円	

区 分	金 額	計 算 過 程 ・ 留 意 点
IV 課税所得金額の計算		
課税総所得金額	4,355,000円	$6,142,055円 - 1,786,995円 = 4,355,000円$ (千円未満切捨)
課税長期譲渡所得金額	3,505,000円	$33,505,780円 - \underline{30,000,000円} = 3,505,000円$ $\boxed{2}$ (千円未満切捨)
V 納付税額の計算		
算出税額	969,250円	(1) 課税総所得金額に対する税額 $4,355,000円 \times 20\% - 427,500円 = 443,500円$ (2) 課税長期譲渡所得金額に対する税額 $3,505,000円 \times 15\% = 525,750円$ (3) (1) + (2) = 969,250円
税額控除額	0円	
復興特別所得税額	20,354円	$(969,250円 - 0円) \times 2.1\% = 20,354円$
源泉徴収税額	488,100円	
所得税額及び復興特別所得税額の申告納税額	501,500円	(百円未満切捨)
所得税額及び復興特別所得税額の予定納税額	0円	
納付すべき税額又は還付される税額	501,500円	

▶解答への道◀

問1について

【資料Ⅰ】

1 講演料収入

甲は、経営コンサルティング業を営んでいることから、経営セミナー講演料収入は事業所得となる。

2 雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除

青色申告者である個人が、次に掲げる要件のすべてを満たすため、税額控除を受けることができる。

(1) 適用要件

- ① 平成29年において国内雇用者に対して給与の支給をすること
- ② 本年の給与支給額が平成25年比で3%以上増加していること
- ③ 本年の給与支給額が前年の給与支給額以上であること
- ④ 本年の雇用者1人あたりの1か月の給与の平均が、前年のそれを超えること

(2) 控除額

- ① 雇用者給与等支給増加額（平成29年の雇用者給与等支給額－平成25年の雇用者給与等支給額）×10%
- ② 事業所得に係る所得税額 × 20%
- ③ ①と②のいずれか少ない金額

【資料Ⅱ】

1 甲の妻

甲の妻自身が生け花教室を開催しており、特定の者に対して継続的に人的役務の適用を行うことを業務としていないため、家内労働者等の特例の適用はない。

そのため、合計所得金額は44万円（84万円－40万円）となるが、甲の合計所得金額が1,000万円を超えるため、配偶者特別控除の適用はない。

なお、甲の妻の国民年金保険料は、甲の妻自身が支払っているため、甲の妻の社会保険料控除となる。

2 甲の妻の母

後期高齢者医療保険料は、公的年金収入から差し引かれているため、甲の妻の母の社会保険料控除となる。

3 甲の長男

甲の長男の国民年金保険料は、甲が支払っているため、甲の社会保険料控除の対象となる。

4 甲の次男

甲の次男は16歳未満であるため、控除対象扶養親族に該当しない。

【資料Ⅲ】

居住者が、自己又は自己の同一生計親族に係る特定一般用医薬品等購入費（スイッチOTC医薬品の購入費用）を支払った場合において、その居住者が健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取り組み（健康診査など）を行っているときは、医療費控除の特例の適用を受けることができる。

原則の医療費控除とは選択適用であるため、両者を計算し、いずれか多い金額を控除額とする。

〔医療費控除の特例〕

- (1) 特定一般用医薬品等購入費 — 保険金等の額

(2) 足切限度額 12,000円

(3) (1) - (2) = 医療費控除額 (88,000円限度)

なお、医師に対する謝礼、インフルエンザ予防接種代、長女がタレントとなるための歯列矯正代、健康増進のために自主的に購入した漢方薬は、医療費控除の対象とならない。

【資料Ⅳ】

住宅借入金等特別控除の要件の1つである「償還期間が10年以上」とは、契約上の償還期間が10年以上の割賦償還等の方法により返済するものをいう。

この場合において、繰上返済により当初の借入日からの償還期間が10年未満となったときは、その年以後の各年について適用はないが、本問においては、当初の借入日からの償還期間が10年以上であるため、引き続き住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる。

なお、平成25年に居住を開始した場合の認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除額は、次により計算する。

【計算パターン】

(判 定)

合計所得金額 ○○円≦3,000万円

(控除額：百円未満切捨)

年末借入金残高 (3,000万円限度) × 1%

問2について

【資料Ⅱ】

1 生命保険料控除

旧生命保険料（一般分）と新個人年金保険料をそれぞれ計算し、合計した金額が控除額となる。

(1) 旧生命保険料

支払った生命保険料	控 除 額
25,000円以下	全 額
25,000円超 50,000円以下	$25,000円 + (\text{支払保険料} - 25,000円) \times \frac{1}{2}$
50,000円超 100,000円以下	$37,500円 + (\text{支払保険料} - 50,000円) \times \frac{1}{4}$
100,000円超	50,000円

(2) 新生命保険料

支払った生命保険料	控 除 額
20,000円以下	全 額
20,000円超 40,000円以下	$20,000円 + (\text{支払保険料} - 20,000円) \times \frac{1}{2}$
40,000円超 80,000円以下	$30,000円 + (\text{支払保険料} - 40,000円) \times \frac{1}{4}$
80,000円超	40,000円

2 地震保険料控除

平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料（保険期間が10年以上で、満期返戻金が支払われる損害保険契約に係る保険料）を支払った場合には、旧損害保険料控除を適用できる経過措置が講じられている。

なお、上記の長期損害保険契約等に係る保険料で地震保険が付帯されているものについては、地震保険料控除と旧長期損害保険料控除のいずれかを適用する。

支 払 保 険 料	控 除 額
10,000円以下	全 額
10,000円超 20,000円以下	$10,000円 + (\text{支払保険料} - 10,000円) \times \frac{1}{2}$
20,000円超	15,000円

3 小規模企業共済等掛金控除

確定拠出年金（個人型）掛金は、小規模企業共済等掛金控除の対象となる。

【資料Ⅰ】及び【資料Ⅲ】

1 居住用家屋の範囲

転勤、転地療養等の事情のため、配偶者等と離れ単身で他に起居している場合であっても、当該事情が解消したときは当該配偶者等と起居を共にすることとなると認められるときは、当該配偶者等が居住の用に供している家屋は、その者にとっても、その居住の用に供している家屋に該当するものとして取扱われる。

2 取得価額（取得費）の範囲

(1) 非業務用資産の借入金の利子、抵当権設定費用

非業務用資産の使用開始の日までの期間に対応する部分の金額は、当該固定資産の取得価額（取得費）に算入する。

また、非業務用資産の取得のために資金を借り入れる際に支出する公正証書作成費用、抵当権設定登記費用などの費用で当該資金の借入れのために通常必要と認められるものについても、同様に取扱われる。

(2) 資産取得に伴う仲介手数料

取得価額（取得費）に算入する。

(3) 購入時の売買契約書に貼付した印紙、所有権移転登記費用

非業務用資産に係る登録免許税（登録に要する費用を含む。）等、固定資産の取得に伴い納付することとなる租税公課は、当該固定資産の取得価額（取得費）に算入する。

3 譲渡費用の範囲

譲渡に際して支出した仲介手数料、運搬費、登記費用等、譲渡に直接要した費用が譲渡費用となる。

なお、転居費用、税理士報酬は、譲渡のために直接要した費用には該当しない

また、譲渡資産の修繕費、固定資産税その他その資産の維持又は管理に要した費用は、譲渡費用に含まれない。

4 譲渡所得の金額

乙と乙の妻との共有であるため、総収入金額、取得費、譲渡費用をそれぞれ持分で按分する。

なお、建物は、減価の額を計算して取得費を求める。

5 居住用財産の特別控除

居住用財産に該当するため、3,000万円特別控除の適用がある。

なお、共有であるため、乙、乙の妻それぞれ3,000万円特別控除の適用がある。

6 配偶者（特別）控除

乙の妻の持分に対応する譲渡所得の金額を計算し、合計所得金額を求める。

乙の妻も3,000万円特別控除の適用があるが、合計所得金額は特別控除前の金額であるため、38万円超となり、配偶者控除の適用はない。

また、乙の合計所得金額が1,000万円を超えるため、配偶者特別控除の適用もない。

●おわりに

合格ラインは、第一問が28点前後、第二問が26点前後、合計54点前後と考えられる。

合格確実ラインは、第一問が35点前後、第二問が34点前後、合計69点前後と考えられる。



TACの取り組みを公開！ 最短ルートで合格を目指すなら 「科目別合格戦略」



TAC 科目戦略

http://www.tac-school.co.jp/kouza_zairi/

平成29年度(67回) 税理士試験 5科目合格祝賀会



平成28年度(東京会場) 東京ドームホテル

TACでは、合格者の皆様のご健闘を称えるとともに合格を祝しまして、全国（東京・名古屋・大阪・広島・福岡）で合格祝賀会を開催を予定しております。合格祝賀会の詳細は12月以降、TACホームページにて情報を公開いたします。TAC講師・スタッフ一同、皆様のご来場を心よりお待ちしております。

東京会場

ホテルニューオータニ
2018年1月6日(土)開催決定！

東京・名古屋・大阪・広島・福岡で開催予定
詳細は12月にTACホームページ公開！